令和８年 10 月 30 日

関係各位

鹿児島県保健福祉部感染症対策課長

国による個人防護具の配布の実施について（通知）

日頃より本県の公衆衛生行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、国において、個人防護具の備蓄を行っておりますが、使用推奨期限が令和９年度中に切れるものについて、下記のとおり配布することとなりました。

つきましては、配布を希望される場合は、内容を御確認の上、申し込んでください。

記

１　配布の内容について

⑴　配布する個人防護具

医療用（サージカル）マスク

N95 マスク

アイソレーションガウン（「素材」の選択が可能）

フェイスシールド

⑵　配布の対象となる施設

①　協定締結医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所）

②　①以外の医療機関（病院、診療所、歯科診療所、薬局、訪問看護事業所、助産所）

③　高齢者施設等、障害者施設等、医師会等

④　自治体（市町村、保健所、庁内各課）

⑶　配布方法

国による配布

希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、配布対象施設の区分及び希望数量に応じて優先順位を設定の上、配布対象及び配布数量を決定します。具体的な優先順位は、以下のとおりです。なお、同一順位内で希望数量の総数が配布可能数量を上回る場合には、抽選等を行う場合があります。

（優先順位）

①　協定締結医療機関の希望

②　協定締結医療機関及び自治体を除くその他の配布対象施設の希望

③　自治体の希望

⑷　注意事項

各個人防護具のメーカーについては、指定できません。また、外装箱（段ボール箱）につぶれがある場合がありますが、良品という扱いで出荷されます。

なお、出荷される個人防護具は、使用推奨期限が令和９年度中に切れるものです。

⑸　配布に当たっての同意事項

今回、配布の希望があった配布対象施設においては、以下の点について同意いただいたものと取り扱います。

①　使用用途

配布された個人防護具については、当該施設が自ら使用すること。

②　転売禁止のための実効性の担保

転売をする（した）ことが発覚した場合、当該配布先については、緊急配布を含めて、今後原則として配布を行わないこと。

③　配布数量等の HP 上での公開

配布の可否にかかわらず、配布対象施設の施設名、住所、及び当該施設への配布数量は厚生労働省の HP で公開されること。

2　配布の手続きについて

⑴　配布の申込み

以下の電子申請システム URL 又は QR コードから申し込んでください。

https://ttzk.graffer.jp/pref-kagoshima/smart-apply/apply-procedure-alias/bogogu

申込期限：令和８年 11 月 13 日（金）

⑵　配布の申し込みに当たっての留意点

①　個人防護具の希望数量については、配布対象施設において今後必要となる数を入力してください。

なお、大量の数量の申し込みがあった場合は、同様の施設と比較し、数量を調整することがあります。(例：他の同様の施設がサージカルマスク 2,000 枚で希望しているにもかかわらず、100,000 枚の申し込みがあった場合など)

②　配布対象施設への配送開始時期等の詳細は、配布数量等を整理した後、厚生労働省の HP に掲載予定です。なお、希望状況等によっては、配送予定時期の変更が生じる場合がありますが、現時点では、令和９年２月頃を目途に順次配送を開始する見込みです。また、個人防護具の種類によって、配送開始時期が異なり、配送開始時期から完了時期までに半年程度の期間を要する可能性がありえることから、手元に届くまでの時期が異なる可能性がありますので御了承ください。

③　申込み後のキャンセル・数量変更等はできません。申込み後はこの点について同意いただいたものとして取り扱います。

④　県感染症対策課から配布の可否を個別に御連絡することはありませんので、予め御了承ください。

（送付）

○　事務連絡「個人防護具の配布の実施について」

○　「配送予定の個人防護具の例」

○　「個人防護具の配布に関する Q&A」

（連絡先）
感染症対策調整係　高杉
電話：099-286-5704
メール：kansench@pref.kagoshima.lg.jp